

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日休む)
(翌日休む)
(翌日休む)

目 次

◇規 則 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(職員厚生課)

◇告 示 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)

国民健康保険薬剤師として登録があつたものとみなされるもの(保険課)

保安林の指定(森林保全課)

保安林の指定予定(二件)(〃)

保安林の指定の解除予定(〃)

開発行為に関する工事の完了(都市計画課)

◇教委告示 定例教育委員会の招集(総務課)

◇公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

公布された規則のあらまし

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一 議会の議員その他非常勤の職員が公務上又は通勤により死亡した場合における葬祭補償の額を、二十六万五千円(現行二十五万円)に補償基礎額の三十日分に相当する金額を加えた金額とすることとした。(第六条の四関係)

二 その他所要の規定の整備を行うこととした。

三 この規則は、公布の日から施行し、平成四年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用することとした。

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十六号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

(昭和四十三年三月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。
 第六条の四中「二十五万円」を「二十六万五千円」に改める。
 様式第十号中「250,000」を「265,000」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第六条の四の規定は、平成四年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第四百八十七号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成四年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 指定番号 | 種 別 | 題 号 | | 発行等 発記号等 | 表示された発行所名 |
|------|---------------|-----------|---|-------------|------------|
| | | 題 | 号 | | |
| 4465 | 雑誌その他 の刊行物 | パッションフルーツ | | 雑誌 —AW38 | J. T. S 出版 |

| | | | | | |
|------|---|--------------------|-------|------------------------------------|----------|
| 4466 | 〃 | 痴戯倶楽部 | | 雑誌 4-06-20 3846-57- CX-66 | ヤングランド |
| 4467 | 〃 | 爆乳激淫娘 | | CX-65 | ヤングランド |
| 4468 | 〃 | 快楽願望 | | なし | 三共図書出版社 |
| 4469 | 〃 | さくらんぼ通信 | 1月号 | 雑誌 1-40-1 3-1 | 大洋図書 |
| 4470 | 〃 | ベストビデオ | 1月号 | 雑誌 1-79-7 9-1 | 三和出版株式会社 |
| 4471 | 〃 | フツナル通信 | 2月号 | 雑誌 01-55 9-2 | 三和出版株式会社 |
| 4472 | 〃 | ザ・ヒット MAGAZINE | 2月号 | 雑誌 1-41-3 5-2 | 三和出版株式会社 |
| 4473 | 〃 | シネマプレイス 投稿熱写ボーイ | 5月号増刊 | 雑誌コー F04540- 5/15 | 株式会社東京三世 |
| 4474 | 〃 | ビデオ・エックス | 5月号 | 雑誌 07-62 1-5 | 笠倉出版社 |
| 4475 | 〃 | フクショナルCLUB | 6月号 | 雑誌 01-11 3-06 | 株式会社サン出版 |
| 4476 | 〃 | 極上写真 | 6月号 | なし | 不明 |
| 4477 | 〃 | ザ・トップ MAGAZINE | 6月号 | 雑誌 1-40-0 7-6 | 株式会社ダイアブ |
| 4478 | 〃 | 季実子の冒険 | | 雑誌 58-15 0-05 | シュベール出版 |
| 4479 | 〃 | 1分16秒08 Vol.3 | | 雑誌 4-53 1-53 | 小学館 |
| 4480 | 〃 | COMIC SHAKE | 5月号 | 雑誌 1-37-8 1-5 | 株式会社東京三世 |
| 4481 | 〃 | COMIC Beat | 6月号 | 雑誌コー F1388- 9-5 | 株式会社東京三世 |

| | | | | |
|------|---|------------|--------------------|-----------------------|
| 4482 | 〃 | お姉さん警報発令1 | なし | フランス書院 |
| 4483 | 〃 | さわってチヤチヤ | なし | フランス書院 |
| 4484 | 〃 | むちむちパトロール | なし | フランス書院 |
| 4485 | 〃 | 愛をショッペンゾ | 雑誌 5381 0-89 | ワニマガジン社 |
| 4486 | 〃 | ジャンプ美少女 | 雑誌 5381 0-91 | ワニマガジン社 |
| 4487 | 〃 | 青春しちゃうネー 1 | 雑誌 5381 0-43 | ワニマガジン社 |
| 4488 | 〃 | フイナール1 | ASM- 003 | エイ・グレイ・セックス ヤル・メイジ |

(注) 指定番号欄の〇印は、年少少女向けコミック本を示す。

鳥取県告示第四百八十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があったものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成四年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 氏 名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
|-------|-----------|-----------|
| 浅井 徳子 | 鳥国薬第八〇四号 | 平成四年四月十日 |
| 濱本 武紀 | 鳥国薬第八〇五号 | 平成四年四月十八日 |

鳥取県告示第四百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成四年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林の所在場所

米子市両三柳字三保向七四五八一の二から四五八一の一三まで、河崎字大水落沖三三三三の四から三三三三の七まで、三三三四の一、三三三五の一、三三三六、三三三七、三三三八の二、三三三九の三、三三四〇の二、三三四〇の二、夜見町字砂濱三〇八八の二、字砂浜三〇八八の二〇、字砂濱一 三〇九一の一、三〇九一の二、三〇九三の一、三〇九三の二、字砂浜志 三〇九一の一〇、三〇九一の一、字砂濱二 三〇九五の二、三〇九六の二、字砂浜二 三〇九五の一、字砂浜志 三〇九五の一七、字砂浜三 三〇九七の一七、三〇九八の一五、三〇九九の八、字砂浜参 三〇九七の二三、三〇九七の二四、字砂浜四 三一〇〇の九

- 三一〇一の二二、三一〇二の一〇、字砂浜五 三一〇三の二一、三一〇三の二七、三一〇三の二八、富益町字新開巻 一の一七、字新開式 二二の一〇、二二の二二、字新開参 二四の三、二四の二二、二六の二六、字新開四 五〇の一〇、五一の八、五三の九、字新開五 五四の三、五六の九、五七の八、字新開六 六七の一四、六八の一三、六九の一七、字新開七 七〇の一〇、七一の七、字新開八 九九の二、一〇〇の三、一一の二の九、字新開九 一二の三、一二の四、一三六の四、字新開拾 一三九の九、一四〇の二一、一五四の五、一五五の七、字新開拾壹 一六四の八、一八五の五、一八八の五、一九八の七、字新開拾貳 二〇八の四、二一〇の八、二二五の一〇、字新開拾参 二二六の八、二三〇の五、二三三の七、二三六の九、和田町字浜田灘東一の六、字御崎川尻北三〇九九の六、三一〇〇の三、字東灘北三一五〇の七、字上大灘東北三一五一の一七、三一五一の一九、字上松中東三二七三の七、字下灘屋敷東三二七四の一、三二七四の一五、三二七四の一七、三二七四の一九、字中屋敷東三四三六の一九、三四三六の二二、三四三六の二八、三四三六の三〇、字灘中屋敷東三四三七の二三、三四三七の二六、三四三七の三〇、三四三七の三三、字上灘屋敷東三六一〇の一七、三六一〇の一九、三六一〇の二一、字二割屋敷東三六八八の一八、三六八八の二〇、三六八八の二四、大篠津町字東五七の三一、五七の三二、字安田三八四の一五、字東ノ式 七二一の三七

二 指定の目的
公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百九十号

次のように保安の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十号の規定により告示する。

平成四年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

八頭郡佐治村大字中(国有林。次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(二) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百九十一号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成四年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

東伯郡三朝町大字柿谷字大畑一六二、一一六二の一、一一六四、一一六五、一一六七から一一七一まで、字大畑平一四三三の一、一四三三の二、一四三四、一四三五の一、東伯町大字三本杉字山川谷東平一七五二の五五、一七五二の五六、一七五二の五八(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字山川谷東平一七五二の五五、一七五二の五六

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、天神川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

東伯郡東伯町大字野田字齋谷四七一、大字笠見字牧原谷峯七九三の二・字鉄砲峯七九四の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、三朝町大字中津字徳路井谷二三〇、字西河内三〇七、大字大柿字眉ヶ谷五六〇、五六一の二、五六二の一、五七〇から五七三まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることが出来る立木は、天神川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

三 1 保安林予定森林の所在場所

米子市福市字王神谷九七、九八の一、九九の一、陽田町一〇二の一、一〇三の一、一一四、一一五、一二〇、一二二、一三四、一三五

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野川地域森林計

画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課並びに米子市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百九十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町菅澤字川西山一一二の七二・菅沢字川西山一一二の七八・一一二の七九（以上三筆国有林）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第四百九十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十六条第三項の規定により告示する。

平成四年五月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年十月二日 鳥取県指令受都計三一二第七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市湖山町西三丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市東町三丁目一七八

株式会社日生技研

代表取締役 新矢檜夫

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第七号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成四年五月十九日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

一 日時 平成四年五月二十八日(木) 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁教育委員会委員室

三 議題

1 市町村教育委員会教育長の承認について

2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第四十七号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成四年五月十九日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

| 遊技機の種類 | 型 式 | 製 造 業 者 名 |
|---------|-------------|-----------|
| ぱちんこ遊技機 | ルーキーロボ | 株式会社ソフミア |
| " | ダービーキング | " |
| " | メガショット | " |
| " | ダービーキングP-2 | " |
| " | エキサントスンシヤルB | 株式会社ニューギン |
| " | エキサントカツプ2 | " |

| | | |
|---|-------------------|------------|
| ” | ニューエキサイトキン クラブ | ” |
| ” | ズームセブン | ワルホン工業株式会社 |
| ” | スターキング | ” |
| ” | フォーミュラー | ” |
| ” | セレモニー8 | 株式会社大一商会 |
| ” | タッチダウン3 | ” |
| ” | 舞羅望烈火 | 株式会社平和 |
| ” | ビッグホリデー | ” |

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む。)】